「東京観光産業アドバイザー派遣事業」の概要

1. 目的

都内の「観光関連事業者」等に対し、適切な支援を行うことのできるアドバイザーを派遣することにより、経営支援等を実施するとともに、観光関連事業者等の順調な発展と成長の促進を図り、もって都内観光産業等の活性 化に寄与することを目的とします。

2. 実施内容

○派遣先

(1)観光関連事業者

区分	対 象
区 分 観光関連 事業者	東京都内で旅行者向けに事業を営む観光関連事業者とする(これから事業を営む予定の者を含む。)。なお、観光関連事業者とは、次の①~⑦のいずれかに該当する事業者とする。 ① 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条及び第23条の規定に基づく登録を受け、都内において営業を行っている旅行業者 ② 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、都内において営業を行っている宿泊事業者 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは派遣対象施設には含まない。 ③ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、旅行者向けの営業を行っている飲食事業者 ④ 都内において、販売場等を設け、営業を行っている小売事業者 ⑤ 都内に営業所を置きかつ道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3に
	般乗合旅客自動車運送業(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3に 定める路線定期運行を行う者に限る。)又は同法第3条第1号□に規定する一般貸切旅客自動車運送 事業を営むバス事業者 ⑥ 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送 事業者。東京都内で特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送業者の適正化及び活
	世化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第2条第1項又は同法施行規定第2条第3号に該当する事業者 ③ その他都内において、旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売等を行っている事業者。

(2)対象地域

・都内全域(島しょ、多摩地域含む)

(3)派遣の要件

・観光関連事業者(支援対象事業者)等に対し、適切な支援を行うことのできるアドバイザーを派遣することにより、経営支援等を

実施し、都内観光産業等の活性化に寄与すること。

○アドバイザーの派遣

(1) アドバイザーの委嘱

・観光関連事業者(支援対象事業者)の依頼内容に適したアドバイザーを、東京観光財団が選任して委嘱いたします。

(2)アドバイザーの役割

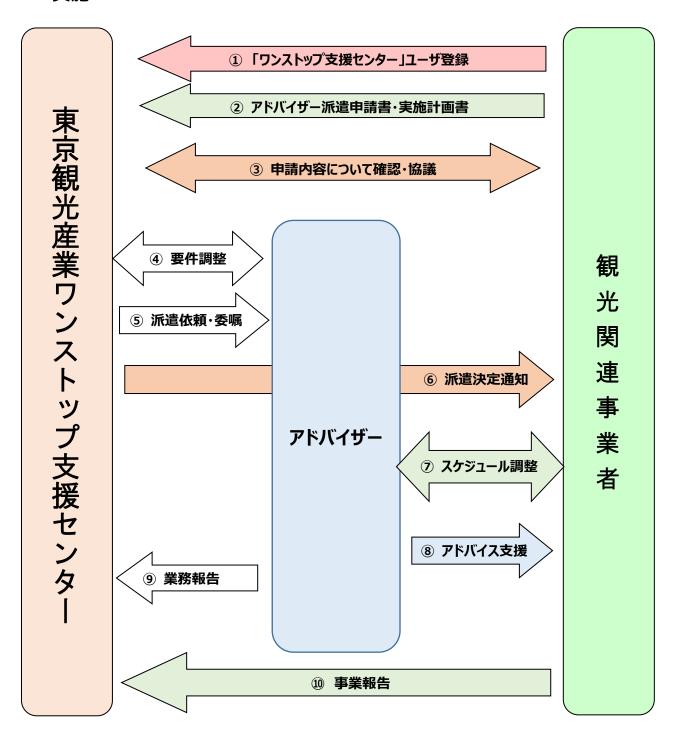
アドバイザーには、下記の事項の中から依頼内容に応じた伴走型のアドバイスをいただきます。

- •経営支援(経営戦略、営業戦略、事業計画策定、生産性向上、事業継続計画)
- ·人材育成·教育
- ・情報発信・プロモーション
- ・観光商品等の開発
- ・インバウンド
- ・受入環境の整備 など

○派遣団体数及び派遣回数、派遣人数

- ・派遣回数は、1事業者あたり5回以内です。
- ・アドバイザーには、1回あたり2時間ご指導やご助言をいただきます。
- ・派遣期間は、派遣決定通知日から6ヶ月以内です。

3. 実施フロー



【観光関連事業者】について

①旅行業、宿泊業、小売・卸売業、飲食業、運輸業(バス・タクシーなど)、体験コンテンツ事業者など、都内で旅行者向けにサービス開発・提供や商品開発・製造・販売を行っている事業者を想定しております。